

平成31年度(令和元年度) 酒田市 保育利用者(2号・3号認定)負担額表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯(所得割、均等割ともに非課税)	ひとり親世帯等※5	0円	0円	0円	0円
		ひとり親世帯等以外	7,000円 (0円)	7,000円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)
C1	均等割のみ課税又は所得割課税額24,300円未満	ひとり親世帯等※5	7,000円 (0円)	6,850円 (0円)	6,000円 (0円)	5,850円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	15,000円 (5,000円)	14,700円 (4,900円)	13,000円 (4,330円)	12,700円 (4,230円)
C2	所得割課税額24,300円以上48,600円未満	ひとり親世帯等※5	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	19,500円 (6,500円)	19,100円 (6,360円)	16,500円 (5,500円)	16,200円 (5,400円)
D1	市町村民税課税世帯で、保護者の所得割課税額合計が表記の区分に該当する世帯(所得割非課税の場合は均等割課税の状態による)	ひとり親世帯等※5	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)
		ひとり親世帯等以外	26,000円 (8,660円)	25,500円 (8,500円)	21,000円 (7,000円)	20,600円 (6,860円)
D2	所得割課税額72,800円以上97,000円未満	所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等※5	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)
		上記該当世帯以外	30,000円 (10,000円)	29,400円 (9,800円)	27,000円 (9,000円)	26,500円 (8,830円)
D3	所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	38,000円 (12,660円)	37,300円 (12,430円)	33,000円 (11,000円)	32,400円 (10,800円)	
D4	所得割課税額 169,000円以上235,000円未満	44,500円 (14,830円)	43,700円 (14,560円)	34,000円 (11,330円)	33,400円 (11,130円)	
D5	所得割課税額 235,000円以上301,000円未満	49,000円 (16,330円)	48,100円 (16,030円)	36,000円 (12,000円)	35,300円 (11,760円)	
D6	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	51,000円 (17,000円)	50,100円 (16,700円)	38,000円 (12,660円)	37,300円 (12,430円)	
D7	所得割課税額 397,000円以上	71,000円 (23,660円)	69,700円 (23,230円)	39,000円 (13,000円)	38,300円 (12,760円)	

- ※1 児童の年齢は、平成31年4月1日時点満年齢を基準とします。
- ※2 この表は平成31年度(平成31年4月分から令和2年3月分まで)のものです。
- ※3 ()内の金額は小学校(特別支援学校等含む)6年生までのきょうだいのうち第2子が利用対象の場合の利用者負担額です(標準額の3分の1)。
- ※4 4月から8月の利用者負担は、平成29年分所得より算定された平成30年度課税市町村民税を、9月から3月の利用者負担は、平成30年分所得より算定された平成31年度課税市町村民税から算定されます。当初にお知らせした金額から、年度途中で変更になる場合があります。
- ※5 ひとり親世帯等とは、次の条件に該当する場合をいいます。
 - ・母子家庭の世帯 及び 父子家庭の世帯
 - ・世帯に身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている方や、特別児童扶養手当の支給対象児、並びに障がい者基礎年金などの受給者、在宅心身障がい者(児)がいる世帯。(手帳等をお持ちの場合はご提示ください。)

○利用者負担は次に該当する保護者等の課税状況で決定されます。

利用者負担は、保育利用児童の保護者の市町村民税課税状況から、上記の負担額表に基づいて決定されます。ただし、自営業や農家などで父母が専従者の場合や、その他の状況に応じて「家計の主宰者」と判断される同居祖父母などの課税状況から決定する場合があります。

・「住宅取得控除」「配当控除」などの税額控除前の所得割額を対象とします。

※同居世帯員状況の変更等によっては、年度途中で保育料が見直しになる場合があります。

次の場合、保育利用者負担が軽減されます。

- ①きょうだい判定にかかる場合、第2子と判定される児童の利用者負担は3分の1となります。判定にかかる対象のきょうだいとみなすのは、小学校(特別支援学校等含む)6年生までのきょうだいです。※所得割課税額が57,700円未満に該当する場合は、生計を一にしているきょうだい全員が対象となります。※上表の()内の金額です。10円未満は切り捨てになります。
- ②上記のきょうだい判定により第3子以降に該当する場合の利用者負担は無料です。
- ③ひとり親世帯等でB階層に該当する場合は無料、C1階層に該当する場合は表の基準額に対して1,000円を軽減した額に加え半額、C2、D1、D2階層に該当し所得割課税額が77,101円未満の場合は3歳未満が9,000円、3歳以上が6,000円となります。なお、第2子以降は無料です(上表のとおり)。

◎問い合わせ 酒田市健康福祉部 子育て支援課 電話 26-5735
 八幡総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 64-3113
 松山総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 62-2611
 平田総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 52-3911